

## 大和市歩きスマホの防止に関する条例の制定に関する 市民意見公募(パブリック・コメント)の実施結果について

### ■市民意見公募手続の概要

- ・意見募集期間：令和2年3月16日(月)から4月14日(火)まで
- ・意見提出方法：持参、郵送、ファックス、ホームページから電子申請
- ・周知方法：広報やまと(3月15日号)、市ホームページ
- ・公表した資料：大和市歩きスマホの防止に関する条例の制定について
- ・資料閲覧場所：大和役所本庁舎1階情報公開コーナー、保健福祉センター  
                   渋谷分室、中央林間分室、桜ヶ丘連絡所、  
                   大和市役所本庁舎4階道路安全対策課

### ■意見提出者数と意見件数

10人・21件

### ■寄せられた意見の概要と本市の考え方

ご意見の概要	件数	本市の考え方
条例に賛成(賛同)する。是非とも実施していただきたい。	7件	いただいたご意見を踏まえ、条例(案)の目的にあるとおり、交通事故を防止し、誰もが安心・快適に通行・利用できる公共の場所の確保を目指します。
公共の場を視聴覚、身体に障害がある方、高齢者、子どもに安全な場所にする条例を制定してほしい。	1件	
子どもとポケモンGOをするための散歩に対する監視に息苦しさを感じる。	1件	ゲーム等は通行に支障のない安全な場所で周囲の状況を確認した上で歩かずに操作等いただくようお願いするなど、注意指導方法の参考とさせていただきます。
駅構内、商業施設、隣の市に効力は及ばず、市の条例として行うのは適切ではないと感じる。	1件	本条例の制定は対象外施設の管理者や周辺市においても意識啓発を促すきっかけとなり得るものと捉えています。
大和市路上喫煙の防止に関する条例のように監視員が取り締まり、違反者に過料を科すのか。	1件	罰則は設けませんが既存の交通安全巡視員等が業務の範囲内で注意指導を行うことを想定しています。
大和市での歩きスマホによる衝突などの事故はどのくらい発生しているか。また、スマートフォン普及率と衝突事故等との相関性はあるか。	1件	スマートフォン普及率と衝突事故との相関については把握していませんが、歩きスマホ中に車両と接触し救急搬送された事案を1件確認しています。

ご意見の概要	件数	本市の考え方
市内 2 か所での調査は、いつどの場所で、どのような方法で調査したのか。	1 件	大和駅及び中央林間駅の付近で平日の朝・夕及び土曜日の午前・午後の人通りの多い時間帯に歩行者数と歩きスマホの人数を計測しました。
条例制定後 1 年ぐらいしても、効果がない場合は、罰則、罰金規定を設け常習者に厳しく対応することを提案する。	1 件	歩きスマホが危険な行為であり、防止すべきことであることを明記し、意識啓発を図ることが重要と考えているため、罰則規定を設けませんが、条例制定後の状況を注視させていただきます。
ハワイと同様の条例（道路横断中のスマホ操作に罰金）がよい。	1 件	
海外では罰金もあり、より厳しくしてほしい。	1 件	
通信事業者に資金協力をさせることが当然と考える。	1 件	通信事業者に資金負担を求めることは考えておりません。
中年以降の女性の歩きスマホが多くみられるため、注意喚起してほしい。	1 件	今後、条例の周知や啓発活動を進めていく上での参考とさせていただきます。
スーパーマーケット等の事業者の意識改革が必要と考える。	1 件	
イヤホンで耳を塞いだ状態も歩行禁止にしてほしい。	1 件	歩きスマホの防止に関する条例のためイヤホンで耳を塞いだ状態を防止の対象とすることは考えておりません。
公共の場所の定義から室内及びこれに準ずる場所を除かないでほしい。	1 件	建物内につきましては、交通安全巡視員等が直接的に注意・指導できないこともあり、条例で一律に防止するのではなく、施設管理者が施設の目的や用途に応じて対応するものであることから、対象外としました。ただし、施設管理者に対して、本条例の周知や、注意喚起・啓発活動を行っていただくよう、協力をお願いしていきます。